

電力・ガス取引監視等委員会

第66回料金制度専門会合

1. 日時：令和7年5月29日（木） 10：00～11：17
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、松村委員、村松委員、安念専門委員、大橋専門委員、大屋敷専門委員、河野専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、平瀬専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第66回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、川合委員、華表委員は御欠席予定でございます。

また、今回、議題1については、オブザーバーとして2023年度に料金改定を行った大手小売7電力各社が、議題3については、一般社団法人送配電網協議会が出席される予定です。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の議題は3つであります。規制料金の審査の対応、ガスの託送収支の関係、レベニューキャップにおけるエスカレーションの話。

それでは、議題1に入りますが、まず電気の規制料金の審査を踏まえた対応について、これに対して事務局から資料3、御説明をお願いいたします。

○下津取引監視課長 取引監視課長の下津でございます。では、電気の規制料金の審査を踏まえた対応につきまして、右上資料3に基づきまして御説明をいたします。

本件でございますけれども、2023年5月の電気の規制料金の変更認可に係る消費者庁

との協議を踏まえ行っているものでございます。調達効率化に向けて、2023年度～2025年度を集中改善期間としまして、大手電力7社に対しまして調達効率化に向けたロードマップの作成を求め、当委員会のほうで年2回、春と秋にフォローアップをするとしたものでございます。

このフォローアップを御報告させていただくのは、これが実は2回目でございます、2ポツ目でございますが、2024年1月に一度御報告をさせていただいております。

3ポツ目、4ポツ目でございます。本日でございますが、2025年春のフォローアップといたしまして、2024年度の各社の取組状況と2025年度の取組に向けたロードマップの更新状況等々について御報告をさせていただくとともに、次回2025年秋のフォローアップの進め方についても御確認をいただきたいと考えております。

スライドは4枚目まで参ります。フォローアップの方法でございます。春のフォローアップでは、ロードマップに織り込まれた各効率化施策の進捗状況等を確認するということにしておりますので、遅れが生じているようなものがないか等の進捗状況の確認、遅れが生じているものがあれば、その原因、対応策の確認をするということでございます。

スライドは7枚目まで行かせていただきます。各社の効率化施策の進捗でございます。今回各社から提出された資料につきましては、この資料のスライド12枚目以降につけておりますので、適宜御参照いただければと思っておりますけれども、これら各社の取組につきまして、当委員会事務局、消費者庁のほうでヒアリングを実施いたしました。結果といたしまして、全ての事業者において、ロードマップに基づき取引先との十分な協議が適切な取引価格で契約を行うことを前提とした上で、効率化施策を着実に実施している状況であることが確認された次第でございます。

3ポツ目でございますが、昨今ですけれども、物価上昇ですとか労務費の高騰が言われておりますところ、それらが効率化施策の実施に影響を与えているのかという点について、こちらも気になっておりましたので確認をしましたところ、取組自体に何かしら影響を与えているということはないということも確認をした次第でございます。

他方で、4ポツ目でございますけれども、中止なり変更を余儀なくしたものも確認できておまして、例えばスライドは16枚目まで行きますが、こちらは東北電力様のスライドでございますけれども、この中の上の「買い方」のところで、「更なる競争発注拡大に向けた取り組み」というところで、一番右側のところを見ていただければと思いますけれども、実は5件が取りやめになったということですので、これは価格交渉力強化のた

めにコスト基準作成を試みたのだけれども、工事内容が多様でなかなか汎用的な基準作成には至らなかったということでございました。ただコスト削減目標等を変更するというのではなくて、ほかの施策と合わせて全体としてコスト削減目標を達成するように取り組むということでございました。

また、スライドは20枚目でございますが、こちらは東京電力E P様のスライドでございますが、真ん中のほうに「W e b手続きの利便性向上」とございまして、導入見送りとございます。「申込みフォーム入力補助機能の構築」というのがありますが、こちらはウェブでの申込み手続中のお客様が戸惑ったときにチャットでサポートするサービスということなのですけれども、そのウェブ手続の完結率が上昇しなかったということで取組を中止したということでございましたけれども、こちらも同様にコスト削減目標を変更することではなくて、ほかの施策と合わせて全体としてコスト削減目標を達成するように取り組むということでございました。

計画を動かす中で計画どおりにいかないということは通常、普通にあり得ることで、またロードマップに最初記載した施策に効果がないと分かった後も、その効果がないと分かった施策にこだわるということも適切だとも思えませんので、このように臨機応変に対応し、ほかの施策も工夫しながら最終的な効率化目標は当初のものを維持するということはポジティブに評価することかと考えておりまして、このような動き自体を今回のフォローアップで確認できたということは、一つ今回のフォローアップの成果かなと思っている次第でございます。

それからロードマップの更新を行っている例というのもございまして、分かりやすいのは中国電力様のものございまして、例えばスライドの31枚目、32枚目、こちら中国電力様のスライドでございますけれども、中国電力様は昨年のロードマップの策定に当たって、取組規模に係る目標を設定しておりました。2024年度はこの目標を達成しております、2025年度もこの目標をさらに積み増す形。31枚目、32枚目のスライドの赤字、2025年度の列の赤字部分なのですけれども、目標を積み増しております。例えば一番上の上流購買の拡大などは、合計500億円程度というのが2024年だったのですけれども、合計550億円程度というふうに積み増しているということでございまして、このような形で更新をしていただいていて、これは望ましいものかなと考えている次第でございます。

次回でございますが、スライドは最後のほうに行きます。このフォローアップ、また秋にもやる予定であります。次回でございますけれども、3ポツ目でございますけれども、

今年の秋、具体的には11月頃を念頭に置いておりますけれども、11月に今回と同じ効率化施策の進捗状況の確認、また具体的にどのようなコスト削減効果が出たのか等々の確認をしていきたいというふうに考えております。このような形でフォローアップを進めていきたいと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

というわけで、料金審査をして、調達の効率化をということでいろいろ計画を出してもらったんですね、それをフォローアップしたというのが今回の報告になります。内容について、いろいろ御質問・御意見があれば御発言願いたいと思いますが、この会議は挙手機能で、発言したいということで手挙げをお願いしたいと思います。いかがでしょう。どなたか内容についてありますか。

それから、関係の事業者さんにも今日オブザーバー参加していただいているので、場合によったら事業者さんへの質問とかいいかと思いますが、新家委員、御発言御希望ということで、どうぞ御発言ください。

○新家委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。新家です。

1点、御質問とともに要望も含めてということになりますが、資料の7ページ目で各社の効率化施策の進捗状況をおまとめいただいておりますが、3ポツ目のところです。昨今のインフレの影響については影響を与えているもののという中で、「効率化施策の取組自体には影響を与えていない」という記載がありますが、ここで意味していることというのは、インフレによるコスト上昇は、発電部門のほうが中心だと思うのですが、影響は受けているのですが効率化施策での取組のほうの影響は大きくて、結果的に原価との兼ね合いで言うとそんなに問題ない状況になっているという意味なのか、インフレがある中でも効率化をしっかりやっていますということを言っていることなのか。恐らく数字が出そろって、これから秋に向けて精査をしていくということなのかもしれませんが、ここの文章で意味していることというのは、インフレ影響を効率化で吸収できているという意味なのか、それとも、それとは違うニュアンスのお話なのか。

その内容をまず確認させていただいた上で、今後の検証の中でになりますけれども、インフレの影響というのは送配電部門のところで、多分今日も後段のところで議論あると思うのですが、論点の一つになっていきますけれども、発電部門を中心とした部分でも、私が少なくとも電力会社と対話している限りにおいては、特に今年度の見通し等でも影響が

出てくるという話は結構出てきてはいますので、こういったところが現状どうなっているかというところもより分析対象としては見ていくべきかなと思いますので、この点はよろしく願いますということでございます。

私のほうからは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。基本的に皆さんの御意見を伺った後、最後に事務局あるいは事業者さんからお答えいただくと考えておりますが、今の件だけやってしまいますか。

○下津取引監視課長 新家先生、御意見ありがとうございました。スライド7ページの3ボツ目、物価上昇ですとか労務費等々の記載の意味するところということでございますが、こちらは、先生がおっしゃった物価上昇とか労務費の高騰を効率化で吸収しているという趣旨ではございませんで、こちらに書かせていただいたのは、物価上昇とか労務費の高騰はあるのですけれども、それが効率化施策に記載している各施策を行うこと自体に影響を与えたということではないということでございます。

ただ、今回フォローアップをしておる中で事業者様とヒアリングを行っている中では、取組の成果としてコストがどれだけ変化するかという点については、物価上昇ですとか労務費の高騰が、程度はあるとして影響はあるのではないかという意見もございました。ですので、この点については、新家先生にも御指摘いただきましたけれども、今年の秋にフォローアップをする際によく見ていきたいというふうに考えている次第でございます。

○山内座長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、大橋委員、どうぞ発言ください。

○大橋委員 ありがとうございます。効率化施策の中で、取組でうまくいったものとかうまくいかなかったものもあるというふうな御説明で、それ自体、取組をすることについての評価が事務局からあったのですけれども、私もそういうふうな捉え方が重要なと思っていて、ある意味思ったとおりの、やってみて施策の効果って見えてくるところもあると思うので、現場からの発意も含めて、当初予定されてなかったような取組でも、やってみると結構うまくいくこともあるかもしれませんので、そうした取組というのは積極的に促すという視点は重要なというふうに思いました。ありがとうございます。

○山内座長 それでは、次は河野委員、どうぞ。

○河野委員 河野でございます。このたびの効率化施策の進捗に関する御報告、ありがとうございます。

消費者からはなかなか見えにくい事業者の皆様の努力に関して、こういう形で調査をしていただき公表していただくということは、本当にありがたいというふうに思っておりますし、こうした内容に対してしっかりと受け止めて評価をしたいと思っています。

私が手を挙げたのは、本筋から大きく外れてしまうのかもしれませんが、消費者から見たときに、こういうのってなかなかいい取組だなと思ったことがございます。それは、北電ネットワーク様がこの夏に取り組まれようとしている「ピクトレまちバトルin北海道2025夏」というイベントなのですけれども、これは消費者というか一般の参加者がスマートフォンで電柱の写真を撮影することでポイントを獲得できると。順位を競って、1位のグループは報酬コインというのをもらえるというイベントなんですね。でも、これを見たときに、送配電事業って実際は消費者と距離感がすごくあるなと思っていたのですけれども、これは規模感からしたら、恐らく効率化施策とかというところの本当にお米の1粒ぐらいかもしれませんが、こういうふうな形で利用者との距離を近づけていって、事業者の方の御負担がこれでどれだけ軽減するのか分かりませんが、こういった取組というのはなかなかいいことだなと思っていたので、もし北電ネットワークさんがいらっしゃるのであれば、これと効率化計画というのが全く関係ないものなのか、それともそれなりに何か意図したものがあるのか伺えればと思いました。

すみません、本当に本筋から外れた意見かもしれませんが、よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございます。河野さん、大変すばらしいお話だったのですが、今日、ネットワーク会社は呼んでいないので、なかなかお答えできないかもわからない。

○河野委員 そういうことなんですか。分かりました。大変失礼いたしました。

○山内座長 ほかにいらっしゃいますか。

村松委員、どうぞ。

○村松委員 ありがとうございます。御丁寧な御説明、ありがとうございます。事業者それぞれのヒアリング、きちんとお時間かけてやってくださったこと、よく伝わりました。ありがとうございます。

先ほど大橋委員からも少し触れていただいた点ではございますが、7ページにありますように、施策については、ロードマップに基づいてやってはいるものの見直し、変更等も行われているということで、こちらは、私はもともと決めたものを厳密にやり遂げるというよりは、状況に合わせて柔軟に進めていって、最終的なゴールとして全体の効率化が

進めばといった会社さんの取組に賛同いたします。TEPCOさん、中国電力さん、それぞれ見送りであったり目標の上方修正であったり、こういったものもぜひ積極的にやっていただくという姿勢、大きな目標達成のためにそういったところを見直しするというのは賛同いたします。

1つ、ちょっと念のための確認ということになります。7ページの2ポツ目のところになりますが、「取引先との十分な協議や適切な取引価格で契約を行うことを前提とした上で、」とありますが、これはいわゆるコンプライアンスの観点で遵守状況を確認しつつということをおっしゃってくださっているというふうに理解いたしました。事業者から下請業者、取引先との間でコンプライアンスを求められる場面、いわゆる下請いじめのようなことがないということも確認しつつ、その中できちんと効率化の施策が行われているという確認をヒアリングの中でされたということか、念のため確認させてください。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。これは、また後でまとめてコメントしていただきます。

そのほかにいらっしゃいますか。今、消費者庁から手が挙がっていますが、オブザーバーでいらっしゃるのので委員の方を優先しますが、いらっしゃらなければ消費者庁から御発言いただきますが、よろしいですか。

それでは、消費者庁の浪越さん、どうぞよろしく。

○浪越オブザーバー ありがとうございます。消費者庁の浪越でございます。お願いでございます。各社におかれましては、ロードマップで定めた調達効率化施策に取り組んでいただいております、先ほど事務局より御説明のあったとおり、**2024年度**もおおむね計画どおりの進捗であったことについて、各社の取組に感謝申し上げます。引き続き**2025年度**も各種取組を進捗させていただきますようお願いをいたします。

また、**2025年11月頃**予定とされております秋のフォローアップにおきましては、調達効率化の**2024年度実績**、令和6年11月の第63回料金制度専門会合においてお願い申し上げました認可原価と比較した**2023年度、2024年度**の各電力会社の総原価についての御報告もお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望いらっしゃいますか。よろしければ、先ほどの件について。

○下津取引監視課長 村松委員、ありがとうございました。フォローアップの中で、下請いじめを念頭に置いたコンプライアンスの観点ということでございます。これは、このフォローアップを開始するときにも私申し上げた記憶があるのですが、仮に下請にしわ寄せをして調達効率化を達成したとしても、そのようなものは長続きしないと、そういうことをこのロードマップなりフォローアップで求めているものではないということでございます。これは各社様にも御理解をいただいていると思っております。ロードマップの各施策を行うに当たっては、そういうことはしないということは各社理解していただいております。今回のフォローアップでもそのようなことは確認されていないということでございます。

それから消費者庁の浪越オブザーバーから、本年11月に予定されている料金制度専門会合において、**2023年度、2024年度**の各電力会社の総原価についての報告についての御意見をいただきました。前回の会合でも同様の御要望をいただいていると理解しております。今回も同様の意見をいただいて、いただいた御意見を踏まえまして、次回のフォローアップに向けて適切に準備を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ということで、今7ページのところが、図が出ていますけれども、こういった内容で特に大きな異論は、確認はありましたけれども異論はなかったと思いますので、ということで事務局進めていただくということでよろしいかと思います。

それでは、議題1のみ参加のオブザーバーの方、あるいはオブザーバーの方で何か御質問あればあれですけど、よろしいですか。

議題1のみ参加のオブザーバーにおかれましては、退出をお願いしたいと思います。

それでは、準備が整ったようですので、議題2です。「ガス導管事業者の**2023年度**託送収支の事後評価について」であります。事務局から御説明を伺いまして、その後に御議論とさせていただきます。

それでは、黒田課長、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料4-1を御覧ください。「ガス導管事業者の**2023年度**託送収支の事後評価について」ということでございます。

2023年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価については、昨年度、ストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者についての審査を御報告させていただいたところでご

ございますけれども、今般、当該事業者から料金改定の届出内容について確認をしておりますので、その結果についてフォローアップの御確認をさせていただきたいということでございます。

3 ページが、このフォローアップの内容ということでまとめているところでございますが、今回は**2023**年度のガス託送収支事後評価でストック管理、フロー管理の基準を超過し、料金改定届出を行った 6 社の内容と評価を御確認いただくというものでございます。

進め方のところなのですが、今回、ストック管理、フロー管理の基準を超過して期日までに届出を行わない場合、値下げ変更命令の対象とされた 6 社を対象としておりまして、いずれの事業者も期日までに値下げを届出済みということでございます。具体的には、ストック管理の基準を超過した事業者としては、エネルギー宇宙の北本エリア、フロー管理の基準超過事業者として栃木ガス、鷲宮ガス、福山瓦斯、大牟田瓦斯、三愛オブリとなっております。

なお、※で書いてございますけれども、フロー管理基準の超過との評価であった長南町につきましては、監査によって乖離率計算書中の実績費用及び実績需要量に誤りがあるということが指摘をされまして、修正がなされた結果として、再度評価をしたところ、乖離率**-3.94%**ということで、フロー管理基準の超過が認められなかったことから、今回のフォローアップの対象外とさせていただいております。なお、同長南町についても、値下げは実施済みということでございます。

5 ページ目、今回 6 社の概要を記載させていただいております。

6 ページでございますが、まずストック管理の基準超過事業者に対するフォローアップということで、エネルギー宇宙（北本エリア）につきましては、以下の 3 点確認させていただいておりまして、まず、総括原価方式による算定となっているか。また、新料金の算定に当たって還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。新料金における想定需要量及び想定費用が、過去実績や**2024**年度の実績見込みを考慮した数字となっているかという点の確認をさせていただいているところでございます。

まず 7 ページ、総括原価方式による算定となっているかというところなのですが、確認をした結果、総括原価方式により新料金を設定していることを確認してございまして、グループ再編による効率化を適切に料金原価に反映されていることを確認してございます。

次に 2 点目は、新料金の算定に当たって、還元額及び内部留保相当額が適正に反映され

ているかというところなのですけれども、料金算定規則上の減少事業報酬額を反映するという規定があるのですけれども、エナジー宇宙（北本エリア）につきましては、算定規則上の内部留保相当額と還元義務額残高の合計額がゼロであるということで、規定上は減少事業報酬額の算定は義務づけられていない事業者であるということですので、次のページ以降で、実際に実施をした料金改定の際に係る検討結果を確認しているということになります。

9 ページでございますが、超過利潤が一定水準を超過した要因をまず分析してございませうけれども、（2）で書いてあるとおり、変更前の料金設定当初予定していた経年管入替え工事について、他地域の入替え工事を優先したことに伴って、北本エリアの投資関連費用が減少したということ。また、想定販売量と想定原価と比較して、販売量の減少はあったものの、想定費用の減少幅が大きかったということで超過利潤が一定額を超過したということと分析をしております。

10 ページでございますけれども、エナジー宇宙（北本エリア）においては、過去の需要実績や託送供給依頼者とのヒアリングを踏まえて需要を予測しておりまして、また、変更前の料金単価を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により値下げ原資を算定していると。それを新料金に反映しているということを確認しているところでございます。

次に11ページ、新料金が算定されておりまして、それに合わせて料金区分も変更になっているということで、基本料金と従量料金それぞれありまして、基本料金だけ見ると増額になっている区分もあるということではあるのですが、それぞれ基本料金、従量料金合計額を見ると、12ページにあるとおり、全使用量の区分において値下げとなっているということを確認しているということでございます。

次に、3点目の想定需要量及び想定費用が、過去実績や2024年度の実績見込みを考慮した数字となっているかということについてですけれども、いずれもそうした実績や見込みを考慮した数字となっているという確認をしております。需要量のほうは、例えば大口需要家の需要量が、コロナ後、回復傾向にあることによる増加を見込んでいるといったことですか、費用のほうにつきましても、グループ再編による労務費の減ですか、スマートメーター導入完了による消耗品費の費用の減、通信費の増、システム利用料の増、事業者間精算費の減等を反映しているといったところを確認してございます。

以上で、1 から 3 の審査の結果、エナジー宇宙（北本エリア）の新料金はおおむね妥当

なものと考えられるという評価とさせていただいているところでございます。

次に、フロー管理基準の超過事業者に対するフォローアップということで、こちらは5社が対象となっているということでございますけれども、こちらは3点の確認をしてございます。1点目は、まず一般ガス導管事業者である栃木ガス、鷺宮ガス、福山瓦斯、大牟田瓦斯においては、届出上限方式ではなく総括原価方式により算定されているか。2点目の新料金における想定需要量が、2021年～23年度の需要量の実績や24年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。3点目として、新料金における想定費用が21～23の実績や24年度の実績見込みを考慮した数字となっているかという点の確認を行っているということでございます。

16ページでございますが、先ほど申し上げた4社の一般ガス導管事業者は、いずれも届出上限方式ではなく総括原価方式による算定となっていることを確認しているということでございます。

次に、2点目の想定需要量が実績や実績見込みを考慮した数字となっているかということで、各社とも過去実績や見込み、託送供給依頼者へのヒアリング等によって、今後の需要予測を踏まえて新料金の想定需要量を見積もっていることを確認しておりまして、一番右の欄を見ていただくと、大口需要家の動向でしたり家庭用の件数の増加等、または新規の大口需要家への供給開始等を踏まえて設定をしているということでございます。

また、18ページ、費用のほうにつきましても、5社いずれも過去実績や実績見込みを踏まえて想定費用を見積もっていることを確認しておりまして、導管延伸による固定資産の増加ですとか労務費の増加といったようなところも踏まえながら設定をしていることを確認しております。

19ページはまとめということで、5社の2023年度のガス託送収支における乖離率計算書の数値と1～3の内容を踏まえまして新料金における平均単価料金改定率を確認したところ、全社とも妥当な平均単価の設定となっていることを確認しておりますので、5社いずれも新料金はおおむね妥当なものと考えられるという評価とさせていただいております。

以上、まとめということですが、2023年度のガス託送収支事後評価において、ストック管理基準、フロー管理基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った6社の届出の内容等の確認を行ったところ、いずれの新料金も妥当なものと考えられるということとさせていただいております。

続いて、4－2ということで、こちらはガス導管事業者の2023年度託送収支の事後評価のとりまとめということで、こちらを電力・ガス取引監視等委員会に御報告させていただきたいと思っている内容でございます。こちら、これまでの経緯をまとめたものでございまして、昨年9月から10月、11月、さらに2月にかけて、経産大臣及び各経産局長から23年度収支の確認について意見の求めがあったということで、当料金会合で分析を行ったという内容を書かせていただいております。2ポツ、これは昨年度行いました2023年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果ということで、ストック管理、フロー管理の結果を書かせていただいております、40行目以降は、本日御説明させていただいた事業者の追加分析というところをまとめさせていただいているというところでございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。ガス導管事業者の23年度の託送収支の関係です。事後評価をして、6事業者について調べたということ。基本的には問題ないということであります。

それでは、これについて御質問・御意見あれば伺いますが、どなたかいらっしゃいますか。手挙げ機能でお願いいたします。冒頭にありましたように、長南町については計算が間違えていたということでした。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。発言します。今回の整理、異議ありません。このとおりにしていただければと思います。

本筋からそれることを言って申し訳ないのですが、途中の説明で、基本料金と従量料金で入り繰りがある、原理的には値上がりする需要家がいる可能性はあるのだけれども、ちゃんと精査した結果、そのようなことはなかった。全ての需要家にとって値下げになることを確認していただいた。もちろん、これもありがたい確認をちゃんとしていただいたのだと思うのですが、私はこれが変なメッセージにならないかを心配しています。今回の件もそうですが、一般に料金を変えるのにはそれなりのコストがかかるので、料金を変える機会があったら、併せてある種合理化するとか、今までゆがんだ料金体系だったものをより現代的に効率的なものに変えることは、今後もいろいろな文脈であってしかるべきだと思います。

そのときに、もちろん値下げという状況で、全ての需要家にとって値下げになるのであれば問題ないというのはもちろんそうなのですが、仮にごく限定的な需要家で値上げにな

るところがあったとしても、差別的なことをしているわけではなく、あるいはおかしいことをしているわけでもなく、ごくわずかな需要家に仮にそういうことがあったとしても、それは元々の料金体系が少し安過ぎたというような面があつて、より公正な負担に改めた結果こうなるということが出てきたときに、全ての需要家に対して値下げでないから駄目だと言ったり、あるいは値上げとみなすとの整理をすると、今後効率的な料金体系を入れるのに著しく障害になりかねないと思っています。

今回のケースは、あくまで全ての需要家にとって利益があるということを確認したということを御報告いただき、それは全くありがたい報告なのですが、そうでなければ駄目だとまで言ったものではないということを、念のために確認するために発言しました。もちろん一部の需要家にとって値上げになる場合には、相当丁寧に見なければいけないというのは間違いないと思うのですが、今後いろいろな文脈で料金を改定するときに、それはまかりならぬということを今回の説明が意味していない。当然のことですが、確認するために発言しました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、今、松村委員から御意見ありましたので、それに対するコメントをお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 松村委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思っておりますので、誤ったメッセージが伝わらないように留意しつつ進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。そのほか、よろしいですか。

そうしますと、特に大きな御反対ということではありませんでしたので、今事務局で御用意いただいた資料、特に4-2が委員会のほうに報告される、上程されるということになると思います。こんな形でそれを行っていただくということでもよろしいかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題2にのみ参加のオブザーバーの皆さんにおかれましては、御退出をお願いしたいと思います。

準備ができたようですので、議事を進めさせていただきます。3番目の議題は、レベニューキャップ制度のエスカレーションの話です。これは資料5になります。これについて、

まずは黒田課長から御説明をお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料5に基づいて説明をさせていただきます。

「レベニューキャップ制度における労務費単価や物価等の上昇の取り扱いについて」ということでございます。

こちらにつきましては、前回の会合において、一般送配電事業者における23年度の労務費単価、物価等の上昇について、送配電網協議会が行った影響額の試算を御報告いただきまして、委員から様々な意見・コメントをいただいたということでございます。

本日は、前回の意見・コメントを踏まえまして、今後レベニューキャップ制度における物価等の上昇の取扱いを検討する上での検討の方向性について御議論いただきたいというものでございます。

3ページ、まず前回の会合でいただいた主な意見ということで、大別すると以下4つとしてまとめさせていただいているところでございます。まず1点目といたしまして、レベニューキャップ制度に物価等上昇の影響を反映させるかの検討に当たっては、一般送配電事業者の申請金額をベースとするのではなくて、客観的な指標を用いてマクロ的に検討していくべきという点。

2点目として、今後の検討作業においては、物価等上昇の要因分析や影響額算定の精緻化の目的を明示した上で、制度検討に向けて必要な作業範囲について、一般送配電事業者の負担に留意しつつ検討すべきというもの。

3点目として、第2規制期間に向けた課題検討はもちろんのこと、必要性が認められるのであれば、第1規制期間への制度措置の適用も視野に入れて検討すべきというもの。

4点目として、消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべき。例えば送配電部門の会計上の利益への影響検証等といったような御意見をいただいているということでございまして、これについて、7ページ以降に示した方向で検討してはどうかということで示させていただいたところでございます。

まず、1点目の客観的な指標を適用すべきというような御指摘についてというところでございます。これにつきましては、今後の制度検討に当たっては、一般送配電事業者が算定した変動率ではなくて、客観的な指標を用いる方向で検討してはどうかと考えてございます。具体的には、例えば第2規制期間においては、適用する指標や費用項目を特定した上で、規制期間の開始前に過去のトレンドや公的な予測等を基に、規制期間中の指標の変

動想定値をあらかじめ収入上限に反映をするとした上で、規制期間の終了後に指標の変動実績値との差分を調整するといった方法等が考えられるかということで例示をさせていただいておりまして、下に図を載せさせていただいておりますけれども、例えば左のまず規制期間前という①というところですが、こちらで過去のトレンドや公的な予測を基に物価指標の将来変動分、赤の矢印の部分ですが、これを想定し、これをあらかじめ次の5年間の規制期間の収入上限に反映をしておく。次に、この規制期間の終了後に、②のほうですけれども、緑の実績の上昇率、差分を、これでいくと青の部分ですが、これを調整する。具体的には、実績が想定を上回った場合については、次の規制期間の収入上限にこの青の差分を上乗せするということが考えられますし、逆に実績が想定を下回った場合につきましては、次の規制期間の収入上限から青の差分を差し引くというようなことが考えられるのではないかと考えています。

2つ目のポツの下に「なお」ということで書いてあるのですが、「なお、こうした制度措置に伴い、例えば、竣工・実施時期が当初想定より遅れた件名の取り扱い等についても、検討が必要はないか。」ということで、要は物価上昇局面におきましては、こういう制度を入れたことを想定すると、竣工・実施時期が遅れた場合に物価上昇率が多くかかってくるということになるので、こういった実際遅れた場合の扱いをどうするかといったところもあらかじめ検討が必要ではないかということを書かせていただいております。

次に8ページ、2点目として検討作業の進め方という点。こちら2つの意見で、先ほど作業範囲、目的を明示した上で、必要な作業範囲を事業者の負担に留意しつつ検討すべきという意見と、あと一方で、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証という両面があったかと思っておりますので、まず1ポツとして、先ほどの客観的な指標の検討を行う上でも、一般送配電事業者が行う物資等上昇の影響額に関するマクロ的な試算というものの信頼性が一定程度確保されることが必要と考えております。

なお、※で書いてありますが、物価等上昇の影響額の反映という点については、投資額ベースでなくて費用額ベースで検討することが必要。これは次のページで御説明させていただきます。

また、国民に対して納得感のある合理的かつ適切な検証を行うという観点からは、代表的な個別件名等において、一般送配電事業者の都合による費用増加が含まれていないこと等の確認を行うことも必要ではないかということで、以上を踏まえまして、一般送配電事業者の作業負担を考慮しつつ、今後、前回事務局が指摘をした代表的な個別件名等におけ

る物価等上昇の要因の検証や、24年度の期中評価に向けた算定方法のさらなる統一化・精緻化を行うこととしてはどうかとさせていただいております。

9 ページが投資額ベース、費用額ベースというところの話になっておりますが、レベニューキャップ制度におきましては、一般送配電事業者は事業計画の実施に必要な費用を基に収入上限を算定しているということでございますので、物価等上昇の影響額の反映については、投資額ベースではなくてレベニューキャップの収入上限の対象となっている費用額ベースで検討することが必要ではないかということでございます。

なお、投資額ベースの影響も、把握すること自体は重要だと思っておりますので、引き続き把握はしていくということかと思っております。

具体的には、前回会合で送配協のプレゼンの試算で示された2023年度の物価等上昇の影響額、こちら10ページに載っていますが、合計で1,507億ということなのですが、費用額が約500億、投資額が約1,000億ということになっているということでございますけれども、9 ページの➤2つ目に戻っていただくと、一方で収入上限は費用額ベースで算定されているということでありまして、例えば第二区分費用（CAPEX）の大宗を占める修繕費・減価償却費については、投資額のうち当該規制期間中に竣工し、費用計上されるもののみが収入上限に含まれるということで、※にありますとおり、第1 規制期間においては、CAPEX設備投資予定額が10社計で7.5兆円という中で、第二区分費用として費用計上され、収入上限に含まれているのは約2.8兆円と、こういったような関係になっているということは留意すべきではないかということを書かせていただいております。

次に12ページですが、3 点目としまして、第1 規制期間への制度措置の適用の必要性というところであります。先ほども御紹介したとおり、必要性が認められるのであれば第1 規制期間への制度措置の適用も視野に入れて検討すべきという意見と、再掲になりますけれども、消費者は電気料金の値上がりに対して敏感になっており、国民に対しても納得感のある合理的かつ適切な検証を行うべきというような御意見もいただいているということでございます。

第1 規制期間への制度措置の適用の必要性につきましては、消費者が足元の電気料金の値上がりに対して敏感になっているとの意見も踏まえまして、その必要性については合理的かつ適切な検証を行うことが必要と思っております。また、既に開始された規制期間への遡及適用となるということの考え方の整理も必要となるということかと理解しておりますので、まずは委員からも指摘のあった、送配電部門の会計上の利益への影響検証等を行

いつつ、第1規制期間への制度措置の適用の必要性等について今後検討していったらどうかとさせていただいております。

13ページ最後、今後の進め方でございますけれども、本日いただく御議論を踏まえて、今後、2024年度の期中評価と並行して、引き続き一般送配電事業者における物価等上昇の影響を把握しつつ、さらなる検討を行っていくこととしてはどうかということでございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、第3議題、レベニューキャップの労務費単価とか物資等の上昇をどういうふうに扱うかという視点です。御発言御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 河野でございます。御説明ありがとうございました。

前回の議論を整理してくださって、今回事務局が御提示してくださった4つの検討の方向性については、異論はございません。

それで、まずは確認したいのですけれども、今後に向けては、このワーキングにおいて、現状では法令でNGとされているレベニューキャップ制度に物価等上昇の影響の反映を容認することについて合意があるという理解でいいのか、その合意を得るために今の検討をしているというのか、その立ち位置がいまいち分かっていないというところで、先ほどの方向性についてお話を伺っていました。

この4つの論点をしっかりと精査した上で、最終的にレベニューキャップ制度にエスカレーションを反映するという結論に至るのかもしれませんが、もし本当にエスカレーションを反映するのであれば、時間との闘いというのも片方であるかもしれませんが、その辺りに関して今の立ち位置というのは、ロードマップというか、その中でどの辺りにいるのかというのをもう一度確認させていただければと思いました。

消費者は今、暮らしのあらゆる場面で値上げの波に直面していますので、現行制度では認められていないエスカレーションの算入を、簡単にそうだよと受け入れる余裕がないというのも明らかです。

他方、先般のスペインでの大停電、原因は私もよく理解していませんけれども、あんなふうな形で報道を耳にすると、日々の生活の基盤となる電気の安定供給に不可欠な送配電事業に関して、財務的な不安が大きくなるかもしれないと思うのもよろしくないのではと

いうふうに思っています。できれば顧客にしっかりと、電気を届けるという送配電事業が担っている役割の重要さの周知と併せて、エスカレーションによる増額分を適正に反映することへの理解と納得感を伴った対応策にしていきたいと思いますし、そこにスピード感というか、それは関係があるのかなのか、その辺りも少し問題意識を持っているところです。

それから、いただいた方向性に関して2点申し上げたいと思いますが、各社の個別事情に配慮するというよりも、送配電事業全体にひとしく関わる工賃や物品の値上げについて、客観的な指標を用いてマクロ的に整理をしてくださるという、それは本当にそうしていただければと思います。

また、レベニューキャップ制度が導入された際、無駄を省いて効率化を進めることで得られた収益の幾ばくかは、当然自社の事業経営で活用できるという立てつけですので、最終決算が黒字であるからエスカレーションの反映は必要ないということにもならないのではないかというふうに理解もしております。

最後に、先ほど御報告いただきました議題1の検証ですとか、この議題の整理において送配電協様がやってくださった調査等に関しましても、非常に時間も手間もかかるものだと思います。消費者としてはありがたいのですが、各事業者の皆様や電力・ガス取引監視等委員会事務局の皆様の御負担があまり重くならないような措置というか仕組みとなるように期待しています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。最初の立ち位置については、後でゆっくりと御回答いただきたいと思います。

新家委員、どうぞ御発言ください。

○新家委員 ありがとうございます。私から大きく1点になりますが、資料の3ページ目の全体まとめていただいた論点の中で言うと➤の4つ目になりますが、納得感ある検証のために、「送配電部門の会計上の利益の影響検証等」というところで御記載をいただいていますけれども、こちらについては、まず実績の検証ですね。既に出ている送配電部門の各社の決算は、おおむね黒字の会社が多かったという状況にはなりますけれども、そこの中にはいろいろな一時的要因とかの部分もあると思いますので、そういったものをちゃんと切り分けた上で、実際にインフレ影響がどう出ているか、まずは実績ベースで検証をするということと、ここでは、前回私もこれを申し上げたときに会計上の利益を念頭に発言

を申し上げましたが、電力会社全体の経営状況という意味でいうと、利益はしっかり黒字が出ていても、キャッシュフローベースで相当な赤字が出ていると。

つまり、大きな投資に対して単年度で稼いでいる収益では、キャッシュフローでは賄えない状況というのが割と近年続いている会社もちょっと出てきていますので、そういったキャッシュフロー面ですね。先ほど投資の面にも目配せをするという御説明も事務局の方からいただきましたが、実績の検証の中ではキャッシュフロー面での状況、こういったところも視点としては持った上で検証していただくのがいいのかなというふうに思っています。

最後に併せてですが、基本的には実績の検証というのが一番客観的でいいのかなというふうには思っていますけれども、第1規制期間の残りの期間を見据えた上で、事業者としてどのぐらいの事業報酬を見込めるのか、その中で、インフレ影響でどのぐらい毀損するリスクがあるのかという将来の見通しの部分についても、ある程度見方を共有した上で検証するというのも必要かなと思っています。

これについては事業者から出てくる見通しになるので、客観的にどういうふうに検証するかというのは一つ課題としてはあるかなと思いますが、事業者が将来的に認められた収益が見込めないのか、それとも見込めるのか、そういったところの視点も合わせた上で、この4ポツ目というのは検証が必要かなと、そのように考えています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次は、松村委員どうぞ。

○松村委員 松村です。まず、第2規制期間に向けてどう調整するのかというのについては、合理的なもつともな提案というのをいただいたと思います。御提案の方向で今後細部を詰めていくということになると思いますし、そのようにすべきだというふうに思いました。

第1規制期間への適用に関しても、正しく整理していただいたと思います。明確に言っていただきましたが、第1規制期間に適用するとすれば、適用するというか、第2規制期間に適用するものと全く同じものをやるということではないと思いますが、ある種の調整をするというのは明らかに遡及適用だということを明確に言っていたことは、とてもよかったと思います。その性質をまず明らかにすることだと思っています。

しかし、遡及適用だからといって、それは一切まかりならぬということではないと思い

ます。直近でも、ほかの市場である意味よく似た構造、ほかの市場で遡及適用というのが実際にされました。容量市場というので、メインオークションで4年前に調達するということになるので、実際の実需給というのと契約の時点というので年のギャップがあるということがあります。そうすると、今から制度を変えるということを仮にしたとして、それでルールを変えたとすると、適用されるのは4年後というふうに考えれば、それは遡及適用ではないということですが、既にメインオークションで落札している電源に対して新しいルールというのを適用するというのは明らかに遡及適用ではあるということですが、実際にそのようなことをやりました。具体的にはペナルティレートを下げるということをやり、ある意味で事業者にとっても有利になるというような、消費者には短期的に見れば負担が増しかねないようなことというのを実際に措置したと思います。

そのときに、ここと同じような構造だというのは、これから実需給を迎えるけれども、契約ということから見ると遡及適用になる。24年度に議論したとすれば25年度以降という、そういう感じなのですけれども、そのものと既に実需給が終わったところでの調整というのも実際にはその制度でやっていまして、もう既に終わっちゃったというものに関しても、ある種の限定的な遡及適用というので救済したというようなことがあります。

ここの文脈で言えば、第1規制期間の中でまだ来ていない年度のものに関して適用するというレベルと、もう済んでしまったものに対してある種の救済をするというものと、第2規制期間のものというので、3つぐらい大きくカテゴリーが分かれると思うのですけれども、既に終わったものに適用するというのはハードルが最も高いという遡及適用だと思いますし、まだ支払いはされていないのだけれども第1規制期間の中に入っているというのが次にハードルが高いもので、第2規制期間のものは、遡及適用という縛りなくフラットに議論できるということなのだと思います。

しつこく言って申し訳ないのですが、遡及適用というのは実際にやった例があるということからして、頭から否定する必要はないし、本当に合理的なものであればやるべきだというふうに思います。仮に賃金がどんどん上がっている、それもお手盛りで上げているわけではなくて、建設労務単価のようなもので見ても明らかに上がっているという、そういう事業者の責任によらないような客観的な上昇というようなものというのは現にあるということを考えれば、物価もそうなのですが、現にあるということを考えれば、それを全くコンペシットしないということになったとすると、事業のリスクが著しく大きくなって、事業のリスクが大きくなると事業報酬率って今のレートで大丈夫なのか、もっとかなり上

げなければいけないのではないかと。

そうすると将来的には、コスト上がっちゃいました、電気代上がっちゃいましたなんていうことになりかねないということで、事業者の責によらないリスクというのをできるだけ軽減してやるというのは合理的な対応であって、仮にそれが遡及適用であったとしても、ハードルは高いけれども検討すべきだし、私は一定程度やるべきだというふうに思っています。

話が長くなって申し訳ないのですが、ある意味で消費者の負担を増すという方向の遡及適用というのに関しては、積極的というか反対しないのだけでも、事業者の負担が増すものを遡及適用というのは頭から物すごく反対するというようなことが、もし参加する委員というのであったとすれば、それは著しく信頼というのを損ねると思います。事業者の負担を増すように見えるような遡及適用であったとしても、そこで合理的なことをしなければ消費者の信頼というのを損なって、今後の制度設計というので相当に事業者に厳しい制度設計をせざるを得なくなる。

そういう効果まで考えれば、事業者にとっても一方的に不利ではないというのは、今の消費者の負担を短期的に増すように見えるようなものでも消費者の負担を一方的に増やすものでないという理屈と裏表の関係、パラレルだと思うのですが、事業者の負担を軽減するというほうについては常に積極的な発言をし、事業者の負担は若干増えるけれども、公益的な目的からすると大きな利益があるというようなものに対してはネガティブな発言を繰り返すというような委員がもし万が一出てくれば、それは著しく信頼性を損ねると思います。ここに関しては、自分の過去の発言というのもちろんと頭に入れながら、あるいは今後の発言というのも頭に入れながら、今回の制度もきちんと発言していくということが重要だと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、どうぞ御発言ください。

○大橋委員 ありがとうございます。ちょっと声がおかしくて申し訳ないのですが、7ページ目なのですが、考え方、私の受け止めとしては、物価等のコストの上昇については、第1規制期間あるいは規制期間の終了まで事業者が立て替えて、終了後その実績をもって、それについて収入を、その部分、収入として返してあげるというふうな形だと思うのですが、先ほどほかの委員からもあったのですが、事業者によってフリーキャ

キャッシュフローは相当厳しいところがあるんじゃないかと思っていて、ファイナンスの制約がそもそも予定されていた投資計画に影響を与えるようなことがあっては、本来趣旨が違うかなというふうに思っています。

そもそも制度上、物価のエスカレーションについてここまで物価が上がるということを想定しなかった制度であるとするならば、私は、事後的であったとしても、期中の立替払いも含めて何らかの措置があってもいいと思いますが、基本的には、制度としてしっかり事業者が創意工夫をもって投資をしていくということの本来の制度の趣旨があったと思うので、そうしたことにかなうような形での制度づくりというのは大変重要だなというふうに思っています。

以上です。大変お聞き苦しくて申し訳ございません。

○山内座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

村松委員、どうぞ御発言ください。

○村松委員 村松です。前回の議論、たくさん様々な方面から多くの意見が出たものをまとめていただきまして、ありがとうございました。まとめていただいた方向性に異論はございません。

マクロ指標の適用、こちらを今回明確に示していただきました。事業者の方々が分析された内容を踏まえて、かつ客観性が担保できる公にされている指標を使うということは、国民の納得感を得やすいという観点で賛同いたします。

今後、どの費目にどの指標を適用するのかということは、できるだけ実態に合致したものを今後検討していくということだと思いますので、送配電事業者の方々が分析された内容、実態に見合うものをきちんと検討していければと思っております。

それから前回、影響額、物価の影響を投資額で算定したものを本来レベニューに対応させて、各期に引き直して検討すべきというのは、これは会計から見てもおっしゃるとおりではあるのですが、一方で、先ほど新家委員がおっしゃったように、キャッシュフローということを考えると、一旦各期の費用に引き直しはするものの、キャッシュフローの観点で、事業者は事業に支障が生じるようなことがないかという観点で見直すと、また投資額での影響を見にいくことになるかと思うので、これは両方をにらみながらということで進めていただくと理解いたしました。

投資額を費用額に引き直すに当たっては、様々なCAPEX、固定資産投資というのが

あると思うのですが、ある程度グルーピングで、法定対応年数で計算するというざっくりした進め方ももしかしたらあるのかなということで拝見しております。

あと、こちら3点目、新家委員もおっしゃっていましたが、会計上の利益への影響の検討ということで、こちらも新家委員がおっしゃっていたことと私もほぼ同じになるのですが、実態の純利益であったり税前利益であったり、これがプラスだったとしても、その中身がこういった要因から出ているものなのかということは、多様なものがあると思います。一時的なものであったり相場変動に市場価格変動、こういったものによって左右されるものもありますので、何か変なメッセージで、利益が出ているのだからエスカレの影響は事業者が吸収すべきだといったような誤った解釈、一部誤った解釈につながらないように、きちんとここは経常利益の中身を見ていただいて影響面というのを検討していただけだと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

それでは、送配電網協議会さんからの御発言一部ありますけれども、委員の方いらっしゃいますか。

それでは、送配電網協議会の高野さん、どうぞ御発言ください。

○高野オブザーバー ありがとうございます。送配電網協議会の高野でございます。

レベニューキャップ制度における労務費単価や物価等の上昇に関する取扱いについて検討の方向性など整理していただきまして、感謝申し上げます。前回の会合でもお示ししたとおり、第1規制期間の初年度となる2023年度においても、物価等の上昇の影響が顕在化している状況ということでございます。事業者としても、経営効率化努力を行っているものの、価格転嫁ができない状況が続きますと、事業運営に影響を及ぼす懸念がございます。

本日整理いただいたとおり、第2規制期間での取扱いと併せて物価等の上昇の実態に沿った第1規制期間への遡及、制度措置の適用の必要性につきましても検討をお願いしたいと思っております。

事業者としましても、合理的かつ納得感ある制度に向けた検討に資するように、個別件名における物価上昇等の状況であるとか経営効率化の取組、物価等の上昇が経営に与える影響等についてしっかり説明していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに発言の御希望、いらっしゃいますか。

それでは、非常に重要な御指摘を多くいただきました。事務局のお考え、少し説明いただければと思います。

○黒田NW事業監視課長 委員、オブザーバーの皆様、様々な御意見・コメントいただきましてありがとうございました。

まず、河野委員からいただいた、今の立ち位置ですとか合意があるのかということですが、今の状況としては、何か既にやるという合意があるということがあるわけではないと思っていますので、実際、検討するのであればこういう方向性ではないかということでも事務局としてはお示しさせていただいておりますけれども、実際に第2規制期間も含めてやるかどうかというところは、最終的に本料金会合で御議論をいただいて決めていくということかと思っております。

それからスピード感というお話もいただいております、本件、どう検討していくかというところでもあるのですが、最後のページにも書いていますが、2024年度の期中評価と並行して検討していくということかと思っております、24年度のエスカレ、物価等上昇の影響がどうなっているかということも見ていく必要があると思っております。実際に24年度の期中評価でこういった数字が出てくるというのは秋口ぐらいになるのかなと思っているのですが、そういったところを見ながら、ただあまり時間をかけ過ぎるということでもいけないと思っていますので、今の考えとしては、そういった24年度の期中評価の状況も踏まえて、今年度中あたりに何らか方向性を出していくということを目指して、当然こちらの御議論がどうなるかということ次第ではあるものの、そういったスケジュール感で検討していければというふうに考えているところでございます。

それから新家委員、村松委員から御指摘のあった、投資ベース、費用ベースというところ、当然レベニューキャップの収入上限については費用額ベースでなっているということではあります、キャッシュフローの影響等を見る上では投資額ベースでの影響も見ていくということは重要だと思いますので、そちらは引き続き両面見ながら見ていくということ、実態としてはどうなっていくかということは見えていく必要があるとは思っておりますし、また利益についても、実際、中身がどうなっているかといったところもきちんと事業者にお示しをいただいて見ていくということが必要なのではないかと考えております。

それから、松村委員から御指摘のあった遡及適用の考え方ということも御指摘いただ

きましたので、本日いただいた御意見も踏まえて、今後どういう形で整理していくかというところを引き続き検討していければと思っております。

それから大橋委員から御指摘いただいた点、基本的に期間中の物価上昇、完全に事業者が立て替えるということではないと思っております、今回例として示させていただいている案としては、一定の物価上昇の公的な予測ですとかトレンドを踏まえて、次の規制期間にどれくらい上がりそうかというものをあらかじめ収入源に盛り込んだ上で、そこから差分についてはその後調整していくという案になっております。ただ、こちらも案でございますので、実際、本当に5年後に調整をするのかどうするのかといったところは、今後、詳細はまた本会合での御意見をいただきながら検討していくということになるかと思っております。

いずれにせよ、引き続き皆さんの御意見をいただきながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。なかなか難しい問題で、いろいろエビデンス積み上げて、それで最後に結論ということで、事務局の最後の13ページにあるように、物価上昇等のさらなる検討ということで結んでおりまして、御意見いただいた方もそういうふうな御意見だったと思いますし、事務局でもそう考えているということでございますので、この点については、さらに検討を続けていただくということでお願いしたいというふうに思います。

それでは、今日の議題、以上ということでありますので、この先の議事進行は事務局でお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 山内座長、ありがとうございました。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第66回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——